

## 令和3年度事業計画

### I 事業

#### [公益目的事業]

##### 1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 令和3年度は7条検査 450 基、11条検査 23,650 基の計 24,100 基（2年度計画；24,000 基）を協会検査員 10名及び委託検査員で実施する。
- (2) 浄化槽管理システムを活用し、効率的な法定検査を行うため、利用方法について検討を行う。
- (3) 未管理浄化槽防止対策のため、新規設置者に対して「保守点検・清掃・法定検査」に関するパンフレット等を送付し、契約状況の確認や「浄化槽使用開始報告書」を保健所へ提出するよう促す。
- (4) 法定検査の結果、不適正と判定された浄化槽について関係行政機関に報告し、改善指導をお願いする。また維持管理事業所と連携を図り改善に努める。
- (5) 指定検査機関として検査器具の定期点検や勉強会の実施により精度管理に努める他、検査結果のわかりやすい説明を行うことにより、県民の信頼確保に努める。
- (6) 指定検査機関東海北陸ブロック協議会等に参加し、検査員の検査技術の向上、専門的知識の習得及び組織強化のための情報交換に努める。
- (7) 環境省が検討している「基本検査」について情報収集に努める。

##### 2. 法定検査受検促進事業

###### (1) 浄化槽定期検査の未受検者指導事業

石川県：「浄化槽法定検査受検促進事業 業務委託」を引き続き受託し、以前実施した未受検者に対する受検指導文書が宛所不明で届かなかった物件について、現地調査を行う予定をしている。

石川県：「浄化槽定期検査の未受検者指導事業」について、石川県及び各市町と連携し浄化槽定期検査の周知を実施するほか、受検者確保のための必要な業務を行う。

金沢市：浄化槽の台帳整備及び適正な維持管理実施の為の「浄化槽悉皆調査業務」を受託し、現地調査を行う予定をしている。

###### (2) 維持管理事業所による受検促進事業

浄化槽使用者にとって身近な維持管理事業所から、法定検査の周知を行うことは受検促進に効果的なことから、令和3年度も維持管理事業所のご協力をいただき、日常の業務に併せて法定検査受検について説明を行っていただく。

##### 3. 浄化槽に関する普及啓発事業

###### (1) 普及啓発事業への参加・協力

「いしかわ環境フェア」などの石川県や市町が開催する環境イベントに参加し、浄化槽モデルの展示や合併処理浄化槽の適正な維持管理について説明し、県民へ普及啓発を行う。

石川県：加賀市の小学4年生で実施される下水道処理施設見学の際に、「下水道と浄化槽確認テスト」として親子で考えるアンケートの配布が予定されている。協会から浄化槽の説明に参加予定。

## (2) 浄化槽関係事業者に対する講習会等の開催

浄化槽法に伴う「浄化槽管理士に対する研修機会の確保」のための研修会を開催する。また浄化槽メーカーや学識経験者等による浄化槽の適切な施工・維持管理に関する講習や不適正浄化槽の改善方法を学ぶ講習などを行い、浄化槽の施工・維持管理・清掃関係者の技術向上を図る。

## (3) 石川県合併処理浄化槽普及促進協議会において意見交換や講習会参加により、合併処理浄化槽への早期転換の必要性を理解して頂き、市町村整備事業を始めとした公共浄化槽の推進、浄化槽維持管理費に対する助成制度の創設等をお願いする。

## (4) ホームページの充実、「浄化槽の日」の広報、受検者への資料の配布等により、合併処理浄化槽への転換や浄化槽の適正な施工・維持管理の普及啓発を図る。

## (5) 管工事協同組合等の7支部担当者に浄化槽設置届出事務に関する研修等を行い、円滑な事務推進に努めるとともに、浄化槽や維持管理の重要性について知識や理解を深める。

## (6) 環境省実施事業の省エネ型浄化槽導入推進事業について、低炭素社会実現のため協会会員や浄化槽管理者への周知等を行い、事業の推進を図る。

## 4. 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、(一社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)で制度化された「浄化槽機能保証制度事業」を推進する。令和3年度の機能保証登録は200基を目標とする。

## II 公益法人としての組織整備等

### [公益目的事業・法人会計事業]

#### 1. 公益法人としての組織運営

公益認定法人として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に基づく組織運営を図り、社会的信用の向上に努める。

#### 2. 浄化槽に関する情報の収集、提供

(1) 浄化槽に係る行政や業界の動向、他県関係機関の活動状況等の情報を収集し、組織運営に活用するとともに、ホームページや会員へのお知らせ等により情報提供に努める。

(2) ホームページや啓発活動を通じて広く一般県民に対して、浄化槽の構造・施工から維持管理までの説明及び協会の組織・活動状況のPRを行う。

#### 3. 会員の確保、功労者表彰の実施

(1) 公益法人化を契機として、協会に未加入の関係事業所に対し加入案内を行う。

(2) 浄化槽業界の発展向上に尽くし、他の模範となる者を表彰する。

#### 4. 石川県合併処理浄化槽普及促進協議会との災害協定

石川県合併処理浄化槽普及促進協議会と締結した「災害時における浄化槽の情報収集・住民相談に関する協定」の適切な運用を行うため体制づくりに努める。